様式第七の二の備考5中「PRIORITY CLAIM」を「PRIORITY CLAIM AND DOCUMENT」に改める。

様式第十一の三中「第21条」の下に「及び第29条の４」を加え、同様式の備考を備考２とし、同様式に備考１として次のように加える。

１　第29条の４第１項（同条第３項及び第29条の８第２項において準用する場合を含む。）の規定により優先権の主張の基礎となる出願の写しを提出するときは表題を「優先権主張の基礎出願の写し提出書」とし、「添付書類の目録」の欄の「優先権書類　　通」を「優先権主張の基礎出願の写し　　通」とし、当該基礎出願の言語が国際出願の言語と異なる場合にあつては、「優先権主張の基礎出願の写し　　通」の次に「翻訳文　　通」のように記載する。

様式第十一の四中「第21条」の下に「及び第29条の４」を加え、備考を同様式の備考２とし、同様式に備考１として次のように加える。

１　第29条の４第１項（同条第３項及び第29条の８第２項において準用する場合を含む。）の規定により優先権の主張の基礎となる出願の写しを提出するときは表題を「SUBMISSION OF COPY OF THE EARLIER APPLICATION」とし、「List of Attached Documents」の欄の「priority document(s) : copies」を「copy of the earlier application(s) : copies」とし、当該基礎出願の言語が国際出願の言語と異なる場合にあつては、「copy of the earlier application(s) : copies」の次に「translation of the earlier application(s) : copies」のように記載する。

様式第十一の七中「第29条の２」の下に「、第29条の６」を加え、同様式の備考１中「第29条の２第２項の規定による意見）」とし」の下に「、第29条の６第２項の規定による意見書を提出するときは表題を「意見書（第29条の６第２項の規定による意見）」とし」を加え、同様式の備考２中「第30条の２第１項」を「第29条の２第２項又は第29条の６第２項の規定による意見書を提出するときは「補完命令の日付」の欄を「補充命令の日付」とし、第30条の２第１項」に改める。

様式第十一の八中「第29条の２」の下に「、第29条の６」を加える。

様式第十二中「及び第29条の２関係」を「、第29条の２、第29条の３、第29条の６及び第29条の７関係」に改め、同様式の備考１中「手続の補完をするときは表題を「手続補完書（第29条の２第１項の規定による命令に基づく手続の補完）」を「明細書等の引用補充をするときは表題を「手続補充書（第29条の２第１項の規定による命令に基づく明細書等の引用補充）」とし、第29条の３の規定により明細書等の引用補充をするときは表題を「手続補充書（第29条の３の規定による明細書等の引用補充）」とし、第29条の６第１項の規定による命令に基づき欠落部分の補充をするときは表題を「手続補充書（第29条の６第１項の規定による命令に基づく欠落部分の補充）」とし、第29条の７の規定により欠落部分の補充をするときは表題を「手続補充書（第29条の７の規定による欠落部分の補充）」に改め、同様式の備考４から６までを一ずつ繰り下げ、同様式の備考３中「記載する」の下に「。第29条の２第１項の規定による命令に基づき及び第29条の３の規定により明細書等の引用補充をするときはこの欄は設けるには及ばない。第29条の６第１項の規定による命令に基づき又は第29条の７の規定により欠落部分の補充をするときは「補完の内容」の欄を「欠落部分の記載箇所の表示」とし、優先権の主張の基礎となる出願において当該欠落部分が記載されている箇所の説明を記載する」を加え、同備考を同様式の備考４とし、同様式の備考２中「記載する」の下に「。また、第29条の２第１項の規定による命令に基づき又は第29条の３の規定により明細書等の引用補充をするときは「補完の対象」の欄を「補充の対象」とし、「明細書及び請求の範囲」のように補充する書類名を記載する。第29条の６第１項の規定による命令に基づき又は第29条の７の規定により欠落部分の補充をするときは「補完の対象」の欄を「補充の対象」とし、「請求の範囲・請求項３」のように補充する書類名及び箇所を記載する」を加え、同備考を同様式の備考３とし、同様式の備考１の次に次のように加える。

２　第29条の２第１項の規定による命令に基づき明細書等の引用補充をするとき又は第29条の６第１項の規定による命令に基づき欠落部分の補充をするときは「補完命令の日付」の欄を「補充命令の日付」とする。

様式第十二の二中「及び第29条の２関係」を「、第29条の２、第29条の３、第29条の６及び第29条の７関係」に改め、同様式の備考１中「記載する」の下に「。また、第29条の２第１項の規定による命令に基づき又は第29条の３の規定により明細書等の引用補充をするときは「DESCRIPTION and CLAIMS」のように補充する書類名を記載する。第29条の６第１項の規定による命令に基づき又は第29条の７の規定により欠落部分の補充をするときは「Claim 3 of the CLAIMS」のように補充する書類名及び箇所を記載する」を加え、同様式の備考３中「備考３及び５」を「備考４及び６」に改め、同備考を同様式の備考４とし、同様式の備考２を備考３とし、同様式の備考１の次に次のように加える。

２　「Subject Matter of Correction」の欄には、補完事項を明確に記載する。第29条の２第１項の規定による命令に基づき及び第29条の３の規定により明細書等の引用補充をするときはこの欄は設けるには及ばない。第29条の６第１項の規定による命令に基づき又は第29条の７の規定により欠落部分の補充をするときは「Subject Matter of Correction」の欄を「Indication as to where the missing part is contained in the earlier application」とし、優先権の主張の基礎となる出願において当該欠落部分が記載されている箇所の説明を記載する。

様式第十五の三中「第29条の５関係」を「第29条の10関係」に、「手続の補完」を「欠落部分の補充」に改め、同様式の備考中「手続の補完」を「欠落部分の補充」に、「手続補完書」を「手続補充書」に改める。

様式第十五の四中「第29条の５関係」を「第29条の10関係」に、「Withdrawal of complement procedure」を「WITHDRAWAL OF FURNISHED PART」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十四年十月一日から施行する。ただし、第二条中様式第七及び様式第七の二の改正規定は、公布の日から施行する。

（特許法施行規則の改正に伴う経過措置）

第二条　第一条の規定による改正後の特許法施行規則第二十八条の二の二（実用新案法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第十一号）第二十三条第四項において準用する場合を含む。）の規定は、この省令の施行後にする国際特許出願又は国際実用新案登録出願について適用し、この省令の施行前にした国際特許出願又は国際実用新案登録出願については、なお従前の例による。

（特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則の改正に伴う経過措置）

第三条　第二条の規定による改正後の特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則の規定（様式第七及び第七の二は除く。）は、この省令の施行後にする国際出願について適用し、この省令の施行前にした国際出願については、なお従前の例による。

告　　示

○内閣府告示第二百五十六号

沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第二十六条の規定に基づき、平成十六年内閣府告示第二百八十八号（沖縄振興特別措置法第二十六条の規定に基づき特定販売施設及び旅客ターミナル施設を指定する件）の一部を次のように改正する。

平成二十四年八月三十一日　　内閣総理大臣　野田　佳彦

三（一）中「一一、〇五三・七八平方メートルに係る面積」を「一一、一二八・八平方メートル」に改める。

別図１を次のように改める。